

宇都宮市就労系障がい福祉サービス在宅就労支援取扱手順

1 在宅利用の基本的な考え方

- ・ 在宅就労支援は、新たな生活様式の定着を見据えた就労形態であり、利用者の障がい特性等を踏まえ、利用者からの希望があり、同意を得た上で、その支援効果が認められる場合に行われるものである。
- ・ 対象者が在宅利用を希望する意思を持つことを把握したサービス提供事業者は、どのような在宅利用が可能であるか、そのメリットデメリットを含めてよく説明し、互いの合意形成に努めなければならない。

2 対象者について

- ・ 在宅就労支援を希望する者であって、事業所によるアセスメントの結果、在宅就労支援による具体的な支援効果が認められると市町村が判断した者である。
- ・ 本取扱いの対象者は、本市で支給決定を受けている利用者に限る。

3 サービス提供事業者を求めること

報酬の算定については、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限って認めるものとする。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に

対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

4 申請に必要な書類について

- ・ 在宅就労アセスメントシート【様式1】
- ・ 就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）における在宅就労支援のための届出書【様式2】
- ・ 在宅就労支援対象者リスト【様式3】
- ・ 個別支援計画（在宅支援が記載されたもの）
- ・ サービス等利用計画案（事業所選定の経緯や在宅でのサービスの必要性が明記してあること）※相談支援専門員を付けていない場合はセルフプランを提出

*その他、必要に応じて市が求めた書類についても提出すること

*詳細については「【別表】在宅就労支援提供までの流れ」を参照

5 在宅就労の支給期間

- ・ 支給決定期間については、利用する就労系サービスの種類を問わず最大で1年間とする
- ・ 在宅就労支援を提供する事業所においては、支給決定期間に関わらず定期的に在宅就労継続の妥当性を判断すること

6 留意事項

- ・ 在宅就労と通所を組み合わせることも可能ですが、その日の利用者の体調や事業所の都合等により、自由に変更するものではありません。事前に個別支援計画に位置付け、計画的に利用してください。利用当日に利用者及び事業所の都合等により通所利用から在宅就労支援に変更することは認められません。
- ・ 在宅就労支援につきましては、報酬算定上、通常に通所による支援の考え方と同様ですので、在宅就労中の時間帯に別の障がい福祉サービスを受けることはできません。
- ・ 在宅就労支援の対象者が、変更または在宅就労支援を終了する場合には、その都度、その内容を反映させた最新版の「在宅就労支援対象者リスト【様式3】」を本市に提出してください。
- ・ 利用者が計画相談支援事業所を利用している場合には、計画相談支援事業所と連携の上、支援内容を情報共有してください。
- ・ 在宅就労の支援記録や達成度の評価と振り返りを行った記録等については、本市から提出を求める場合がありますので、速やかに提出できる状態にしておいてください。
- ・ 在宅就労支援のサービス提供につきましては、必ず「3 サービス提供事業所に求めること」及び「【別表】在宅就労支援提供までの流れ」を確認し、その内容を遵守してください。

*内容が遵守されていない場合は、在宅でのサービス利用の取消及び報酬の返還を求める場合がございますので、ご注意ください。